

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
--

②評価調査者研修修了番号
SK2021189
SK2021186

③施設名等	
名称：	レバノンホーム
施設長氏名：	栗本 一美
定員：	35名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	茨木市安威1-7-21
T E L：	072-643-5145
U R L：	https://lebanon-home.iimdofree.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1952/5/17
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 レバノンホーム
職員数 常勤職員：	23名
職員数 非常勤職員：	14名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	15名
有資格職員の名称（イ）	幼稚園教諭免許
上記有資格職員の人数：	12名（保育士との重複を含む）
有資格職員の名称（ウ）	臨床福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉主事（児童指導員）
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（オ）	管理栄養士・栄養士
上記有資格職員の人数：	2名（各1名）
有資格職員の名称（カ）	調理士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	27室（本館：1F 2、2F 19、別棟：2F 6）
施設設備の概要（イ）設備等：	本館：職員室、医務室、面会室、食堂・多目的ホール、厨房、浴室、トイレほか
施設設備の概要（ウ）：	別棟：1F地域交流室、プレイセラピールーム、相談室2、倉庫、トイレほか
施設設備の概要（エ）：	別棟：2F居室、リビング・ダイニング、キッチン、浴室、宿直室、トイレほか

④理念・基本方針
理念：愛 家庭復帰 人材育成 キリストの愛を基とし、家庭再統合による子どもたちの家庭復帰と社会に役立つ人材の育成に努める。
信条：感謝 信頼 謙譲 すべてのことに感謝し、子どもたちに信頼される職員であるよう日々の行いは謙譲（謙虚）であること。
支援方針：レバノンホームの理念であるキリストの愛に基づき、一人一人の子どもの最善の利益と権利を守り、 家族再統合・家庭的養護と子どもの自立（自律）を目指して支援・援助を行う。

⑤施設の特徴的な取組
①学習補償と学力アップを目的とした地域の学習塾（明光義塾・東進衛星予備校）を利用している。
②ホテルバイキングを取り入れ、子ども達の生活体験を豊かにし、子どもの誕生日に手作りケーキを担当職員が作っている。
③いつでも美味しく安全な水が飲めるように家庭用ウォーターサーバーを導入している（男女別に設置）。

⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/10/22
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/14
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑦総評

【施設の概要】

レバノンホーム（以下「施設」）は、1941年婦人の救済と保護を目的に事業を開始しその後一時疎開児童の受入れ等を経て、1948年に児童福祉施設として認可され、現在は社会福祉法人による定員35名の児童養護施設として、児童福祉の精神に基づきキリストの教えを大切に子どもたちの養育に当たっている。施設は、大阪府茨木市北部の田畑や林が今なお残る閑静な住宅地に位置し、小・中学校も徒歩数分の距離にある。施設の周囲は、四季それぞれの花、小鳥のさえずり、虫の音が聴ける自然に恵まれた環境にあり、子どもたちが安全・アットホームでほっこりできる養育と施設であることを最大限に活かした治療的な養育を目指している。1998年完成の本館2階建には、1階に男女混合の幼児の小規模グループケアユニットを設置し、2階は大舎制で男女別に生活している。2022年同敷地内に別棟を新築し、1階に地域交流室と心理室等を、2階に分園型の小規模グループケアを設置し個室やゆとりある共有空間に女児5人の家庭的な生活空間とするなど、小規模施設の計画的な推進に努めている。また、地域交流室を地域の人々との交流や子育てについての情報交換・研修の場としての活用を目指している。

【特に評価が高い点】

- ・設備面で多くの創意・工夫が随所に見られ、子どもにとり安心して家庭的な環境整備に努めていること：
本館1階を改装した幼児の小規模グループケアユニットの寝床・静養室・トイレ等の充実した設備、2階大舎の四角い窓を通し光や人の目が届く配慮、丸い小窓を各所に配し死角を無くすことでトラブル発生の防止、壁面に薄緑色や薄水色を多用し子どもたちの気持ちを落ち着かせたりと館内随所に創意・工夫が見られる。また、新築の小規模グループケア別棟の建設には管理職や職員の長年の経験やアイデアを活かし、子どもたちにとって快適な空間を実現している。
- ・施設長をはじめとする管理職のリーダーシップと職員のチームワーク連携により、子どもたちにとり施設が子どもらしさや自分らしさを取り戻せる安全でアットホームな場所づくりの仕組み作りに努めている。
- ・子どもたちが将来社会を動かす人材となるのを目指した体験作りやアフターケア・退所後の継続支援が充実していること：
中・高生への学習塾への通塾支援、措置延長制度を活用した短大・専門学校・大学進学や就職した卒園生が何らかの理由で再び頼ってくることへの寄り添いや支援などアフターケア等に注力している。卒園生が成人式に施設で集まり、卒園生の結婚式へ職員招待、施設のホームページを介し音信が復活する等卒園生の施設への接触が多いのがそれを物語っている。

【改善が求められる点】

- ・中・長期計画の見直し：
2020年に「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた10年間の「家庭的養護計画」を策定し、前期で小規模グループケア6名のユニット（アネモネ）と分園型小規模グループケア6名（オリーブホーム）を達成したが、後期の本館大規模改修による全面ユニット化や敷地外での分園型小規模グループケアの追加設置等計画の見直しを望む。
- ・各種マニュアルの作成と定期的な見直しなど規程・マニュアル類や手順書等の整備を望む。具体的には、プライバシー・実習生・ボランティア等のマニュアル、BCP（事業継続計画）、サービスガイドラインやその他書類が該当する。
- ・子どもたちの生活の場の居室の整理・整頓及び来客者への挨拶励行の指導を望む。
- ・外部研修での他施設職員等との交流や他施設の見学実施を重ねて、良い取り組みを参考にし必要に応じ、自施設への積極的な取り込みを望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回受審し、具体的にこうした方がいいのではないかと記録などの書類の簡素化など教えていただき、実際にやってみようと思いました。子どものアンケートでは食事についてあまりおいしくないとの回答があり、調理スタッフへフィードバックし食事の改善も現在行っております。おいしさがとてもアップしており、子どもの満足度が高まった気がします。今回の指摘箇所や努力・文書化の課題を改善することで、利用者である子ども達の満足度が上がったり、働く職員さんの充実感・達成感が倍増することと思っております。この度は、本当にありがとうございました。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・信条・支援方針等は、施設のホームページ・リーフレット等に掲載しており玄関に掲示している。 ・理念等は月1回開催の全体職員会議等において職員への周知と共有に努めている。 ・子どもの保護者には、リーフレット（保護者用入所のしおりに該当）等を配付し丁寧な説明を行っているが、子ども家庭センター止まりの保護者には、制度上施設からの資料等の直接配付や説明は事実上不可能となっている。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業全体の動向は、施設長が社会福祉協議会評議員や児童福祉審議会委員であることから、これら所属団体を通じ経営環境の変化等を具体的かつ適切に把握し分析している。地域の動向については、市が参加する地域ネットワーク活動(子ども”わいわい”ネットワーク茨木)等を通じて収集・分析している。 ・施設は、措置入所する子ども個々の実情把握に努め施設運営に活かしているが、あえて言うと受動的である。 ・施設が措置で受入れる子どもの養育・支援に関わるコスト等については、定期的に把握し分析している。 	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経営課題については、令和2年策定の中長期計画「家庭的擁護推進計画」、令和6年度事業計画や令和5年度運営状況報告書において具体的取組方針を記載し、法人理事長から施設職員に至るまで共有している。 ・施設の経営課題は、人材の確保と育成であることを全体職員会議を通じ、全職員が共通認識している。 ・人材の確保と育成については、中長期計画に人材育成方針・研修計画(職員の育成・専門性の向上)・職員確保の方策・小規模かつ地方分散化に伴うスーパーバイズ体制の整備が示され、計画的な取り組みが進められている。 		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期的事業計画は、令和2年に策定の家庭的養育推進計画が該当すると考えられ、大舎制から小規模・地域分散化並びに高機能・多機能化への推進が図表等を用いて分かりやすく説明されている。前期において既にオリーブホーム(別棟)とアネモネホーム(本館内)を設置し、計画通りに進行している。 ・後期の最終形実現に向け、分園型等2か所と本館内大規模改修による小規模グループケア4か所等の追加が計画されているが、手当済みの土地の市条例で新築不許可に加え職員増強が制約条件として立ちはだかっている。 ・保有土地の市条例の建築制限の解決や施設独自の小規模化のあり方の検討も含め、総合的に計画の見直しを望む。 		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度計画は、子どもたちに対する支援方針と援助方法が具体的に記載され、年間事業・行事予定、前年度運営状況報告書(事業報告)、研修計画、組織表、項目別職務分担表やグループ別児童担当表が添付されている。 ・事業計画には、予算書の添付はあるが個別の数値目標や具体的成果が設定されていないため、計画の進捗や達成度が見えない難点がある。計画立案時に、客観的に把握できる数値目標や具体的成果の設定を期待する。 ・毎年運営状況報告書(事業報告書)を作成しており、2頁の簡潔な報告書ながら適正・適格に記載されており内容に好感が持てる。決算報告書(約40頁)の添付もあり、事務部門の姿勢が良く窺われる。(尤も次回からは簡潔な決算報告書添付で可) 		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定は、毎年2月頃に管理職会議(施設長・総括主任・事務主任で構成)にて今年度を振り返り、次年度の事業計画案を策定し、3月に理事会において予算案と共に承認される手順となっている。 ・管理職会議における事業計画案の策定には、日常の養護・支援や全体職員会議等を通して認識している子ども・施設や職員の状況を反映していることが窺えるが、策定経過を書面で確認できるよう望む。 ・事業計画等の周知については、全体職員会議や新任研修で説明を行なっているが、理解を促す工夫を望む。 		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の内容については、子どもや保護者等に周知できていないという施設の自己評価である。 ・施設は、ホームページ・リーフレット・広報誌「棕櫚の樹」(しゅろのき)やその他媒体を活用し、理念や信条・理事長や施設長の想い・施設内における各ホームでの活動や取組みなどを紹介しているが、事業計画の概略までは紹介していない。今後の課題として、事業計画の概略などの公表を期待する。 ・保護者向けには総括主任(家庭支援専門相談員)による毎月発行の「あっとホーム」を活用し、子ども向けには施設内の掲示や話し合いの機会を捉え、事業計画に関わる概要を夫々に紹介することを期待する。 		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 【コメント】	c
・養育・支援の質向上への取組が日常適切に行われているが、個々の取組につきP D C A (計画・実行・評価・改善) サイクルを廻すことの意識的取り入れを期待する。特に、組織的に評価を行う仕組みの整備を望む。 ・第三者評価を定期的に受審しており、前回指摘された事項で改善点がみられるほか、引き続き積み残しの案件もあり計画的な改善を望む。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 【コメント】	c
・今回の受審結果について全体職員会議・各グループ運営会議や給食会議等で、改善を要する課題を職員に周知し検討を行い、具体的な改善策を計画的に進めていくことを期待する。受審評価について組織的に話し合いを重ねていくことを望む。 ・課題解決にあたっては、文書化することの習慣づけを行い、例え施設長や担当職員の異動があっても手順や支援内容がその都度変わることが無いよう望む。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 【コメント】	a
・施設長は、自らの役割や責任を全体職員会議等において職員に表明し、広報誌「棕櫚の樹」(しゅろのき)に掲載のほかあらゆる機会を捉え関係者等へ表明を行っている。 ・施設長の役割と権限は、管理規程や職務分担表において適正に文書化を行い職員への周知を図っている。 ・有事における施設長不在時の権限委任については、管理規程において総括主任と明記している。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 【コメント】	a
・施設長は、内外における数々の研修に参加し、社会福祉協議会評議員や児童福祉審議会委員として種々会合への参加を通して、遵守すべき法令等を充分理解するとともに利害関係者との適正な関係を保持するよう努めている。 ・施設長は、施設運営に関わる法令が児童福祉分野に限らず、雇用・労務、環境、防災、食品衛生、交通安全、個人情報保護、消費者保護や著作権保護など幅広い分野に及んでいることを理解している。 ・施設長は、施設運営の関係法令について職員にスマホ通信アプリで情報共有を行うなど周知に努めている。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、毎日の朝礼・全体職員会議・管理職会議・グループ運営会議等での報告、自ら子どもとの活動・食事や宿直を通じて養育・支援の質の現状を評価・分析し、改善のための具体的取組に指導力を発揮している。 ・施設長は、話があれば何時でも聞く姿勢を子どもたちに示し職員室のドアを常に開いている。実際、子どもが自由に出入りして話を聞いてもらっているという。 ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み専門性の向上に努め、職員や内外からの評価も高い。 		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、経営改善や業務の実効性向上のため人事・労務・財務等を踏まえた分析を行い、年度毎に運営状況報告(6月)として総括している。その中で人材の質向上及び定着に向けた取組を課題として捉えている。 ・施設長は、子どもの養護・支援の充実のためには、施設が働きやすく楽しい職場とするため職員の質・量の充実を目指している。また、施設長は、施設内に16の担当・役割グループ(2024年度職務分担)を設置し、内外の活動に自らの積極参画と職員の協働で取り組んでいる。 ・業務の効率化のためパソコンの活用(現在は、Excelによる養護・支援関連データの書込みと閲覧、会計は市販ソフト利用)を進めているが、職員の勤怠管理は、依然手書き・押印によるものでソフト活用等による効率化を望む。 		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・育成は、中長期計画に人材育成方針、研修計画(職員の育成・専門性の向上)、職員確保の方策及び小規模かつ地域分散化に伴うスーパーバイズ体制への対応など具体的に明示している。 ・人材確保策として、近年、社会的養護施設の職員確保と定着のサポートに特化したNPO法人を利用し、入職前からの支援に注力している。また、家庭的で優しい職場環境に惹かれ志望した職員や同様の評価が実習生・実習校にもあり、施設の働きやすい職場環境を教育機関にアピールし連携を深めているが、人材の質向上及び定着に向けた取組は引き続きの課題と捉えている。 ・特別指導員加算(子どもへの支援)等を積極利用し加算職員を配置している。 		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「期待する職員像」は令和2年に改定した「職員行動規範」の、「私たち職員は、子どもたち…」で始まる4項目が該当し、入職前研修をはじめ、朝礼や職員全体会議で読み合わせるなど施設・職員が重要視していることが窺える。 ・施設長が必要に応じ職員とのヒアリングを実施し、職員の意向や意見を聞く機会を持っている。 ・人事基準や職員の評価方法を明文化し職員への周知を期待する。職員自らが将来の進路や姿を描くことのできるような総合的な仕組み(キャリアパス)を設計することを望む。 		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

・ 労務管理責任は施設長にあることを「職務分担表」で明確にし、施設長は職員の「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した取組を行っている。
・ 職員の心身の健康と安全確保は、施設長が必要に応じ職員と面談の機会を設けているが、職員のストレスチェックの実施や悩みについて相談する外部窓口の設置などを期待する。
・ 職員の勤怠管理は、出勤時には依然手書きに押印形式で実施しており、まずは有休取得や時間外勤務も含めパソコン等に直接入力しデータを把握・管理することで職員の就業状況が常時確認できる体制の構築を期待する。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

【コメント】

・ 施設の「期待すべき職員像」は、「レバノンホーム職員行動規範（改訂版）」の中で明確にしている。
・ 職員個々の目標管理制度が未整備で、職員の育成やモチベーションの向上のための仕組み作りを期待する。
・ 具体的には、職員一人ひとりが年度当初に設定した目標を、中間期・期末に管理職が面接を行い目標の進捗・達成度を相互に確認し合いし職員の処遇にリンクする制度で、職員の貢献度を公正に評価し職員のやる気を引き出す道具（ツール）として活用することを望む。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

・ 施設の「期待すべき職員像」は、「レバノンホーム職員行動規範（改訂版）」の中で明確にしている。
・ 研修の基本方針は中長期計画に記載しており、従来の外部研修・施設内研修・他施設の見学研修の継続と人材育成に必要で重要な研修の受講に積極勧奨している。
・ 年度当初に年間研修計画を立て、研修は階層別（入職前・新任・中堅職員・管理職）と職種別（心理職・栄養士と調理員・事務）や他施設への見学研修等、内・外併せ約40の研修があり、職員一人ひとりに合った研修を受講することで養育・支援の質向上と魅力ある職場づくりを目指している。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

・ 職員個々の知識・技術水準・専門資格取得状況等のデータは施設事務所（職員室）にて一元的に管理している。
・ 年度当初に年間研修計画を立て、研修は階層別（入職前・新任・中堅職員・管理職）、職種別（心理職・栄養士と調理員・事務）、テーマ別（権利擁護・アドボカシー・命の学習）や他施設への見学研修等、内・外併せ約40の研修があり、夫々の研修に受講予定の職員名が記入されており、職員一人ひとりが参加できるよう配慮している。
・ 施設内でスーパービジョン体制を確立し、職員の専門化や組織の向上に取り組んでいる。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・実習生受け入れのための基本方針の明文化とマニュアルの整備を望む。 ・施設では、保育士・児童指導員や教職課程等の実習プログラムを用意し・短大・福祉専門学校・大学や府社協等から毎年多くの実習生を積極的に受け入れ(令和6年実績10名)、子どもたちが様々な人と触れ合い関わることや職員が仕事のやりがいを感じあらたな刺激に繋がるなどの効果や新たな職員確保に繋がるなども期待できる。 ・実習生の所属校等とは、実習の前後・期間中を通じ連携を密にすることで実習の効果が上がるよう努めている。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の理念や支援方針等は、ホームページに掲載し広く公表するとともに施設玄関に掲示している。ホームページには、法人・施設の概要、養育・支援内容、決算等情報開示、職員紹介やブログ等も掲載し、施設を理解する有効なツールとなっている。さらに広報誌「棕櫚の樹」を発行し地域、各関係機関に対して情報を開示し発信している。また、第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会ホームページやWAMNET(ワムネット)で閲覧可能である。 ・ホームページなどで事業計画・事業報告・予算や苦情・相談体制と内容の公表等で運営の透明性を一層高めることを期待する。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人で「経理規程」を整備し、施設では小口現金等の出納と記帳担当を分けトラブルの未然防止を図っている。 ・「管理規程」、「職務分担表」等で職務分掌と権限を明確に規定し、各規程は職員に良く周知され相互牽制が働く仕組みとなっている。 ・法人の監事による内部監査(5月)及び公認会計士による外部監査と指導が定期的実施されている。また、社会保険労務士による職員研修(年1回)と必要に応じ助言を得て適正な運用に努めている。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの地域交流に関わる施設の基本的な考え方を明文化することを望む。 ・地域の夏祭り(8月)や餅つき(1月)に参加し、地域との交流に努めている。その他、幼稚園等への送迎・学校行事・通院・中学生の塾通い、買い物など必要に応じ職員が支援している。 ・コロナ禍以前は、日常的に学校の友人が遊びに来たり近くの公園で一緒に遊んでいたが、現在は施設の部屋が空いていればということになっている。 		

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

c

【コメント】

・以前は、近隣の大学社会福祉部や社会人・大学生の個人ボランティアを子どもの学習指導や遊び相手等として積極的に受け入れ、オリエンテーションは実施していたが、現在は子どもと直接関わる活動にボランティアは受け入れていない。施設において過去トラブルがあり、ボランティアが正常者か小児性愛者かの見分けがつかないというのがその理由である。その他のボランティアの受入れとして塗装業者による建物の手すりなどの塗装や現在は中断しているが茶道の指導がある。
・ボランティア受け入れに対する施設の基本姿勢の明文化を望む。また、ボランティア受け入れ時のオリエンテーション実施等のマニュアルの作成など、受け入れについての体制確立を望む。
・子どもが通学する地域の学校とは、職員が学校行事に参加したり教師との交流会を持つなどの取組を行っているが、基本姿勢を明文化したものはない。地域の学校教育等への協力にかかわる基本姿勢の明文化も望む。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【コメント】

・施設として必要な社会資源等のリストを作成のうえ事務所に掲示し、各職員へ周知を図っている。
・子ども家庭センター(児童相談所)とは常に連携を取り、子どもや保護者の情報等を共有している。また、「子ども”わいわい”ネットワーク茨木」や要対協(要保護児童対策地域協議会)に参画するほかその他関係機関・諸団体と協働して子育て支援活動を展開している。
・施設長・主任や担当職員が、地域や教育機関・病院・学校・各種団体等との会議や話し合いに参加する等、積極的に連携に努めている。また、防災・災害支援の協力、地域活動(廃品回収)や行事への参画など地域貢献にも積極的に取り組んでいる。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【コメント】

・「子ども”わいわい”ネットワーク茨木」の北部ブロック事務局として、施設の地域交流室を開放したり、子育て支援のための電話相談等を実施し、地域の親子の健全育成を意図した取り組みを行っている。
・施設長が市の社会福祉協議会評議員や児童福祉審議会委員として地域の活性化や街づくりに貢献している。
・地域住民の子育てや生活に役立つ講演会等を共同開催するなど地域に施設機能を還元している。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【コメント】

・「子ども”わいわい”ネットワーク茨木」北部ブロック事務局として地域福祉ニーズの把握に努めている。
・現在、茨木・摂津両市と子育て支援事業(ショートステイ事業)、府社協の「大阪しあわせネットワーク」への登録、防災・災害支援や地域活動・行事への協力等、施設が有するノウハウや専門的情報・知識を活用しながら地域の安全・安心のための公益的な取り組みを行なっている。
・2018年の大阪府北部地震時は市内の児童福祉施設に入浴等提供の支援実績がある。
・必要時に施設AED(自動体外式除細動器)の近隣住民への提供や被災時に支援を必要とする住民に対する一時避難場所の提供など支援の取組を期待する。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 ・支援方針に「一人一人の子どもの最善の利益と権利を守り、…」とあり、令和6年度事業計画には職員の心構えとして「つなぐ・つなげる養育、共存・協働を目指して」を掲げて、子どもと職員・家族・地域など社会全体で養育を支援し、子どもを第一に尊重する姿勢と取組が明示されている。 ・令和2年の施設内トラブル発生時に改定した「職員行動規範」を毎朝礼時及び全体職員会議時に唱和し、再発防止に努めている。全体職員会議議事録には常に行動規範を掲載しており、再発防止の徹底した強い姿勢が窺える。 ・入職前研修(1週間)・施設内の階層別研修や外部の権利ノート研修等において子どもの権利擁護に関わる研修を受講し、チェックリストにて職員の理解度を定期的に確認している。	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】 ・プライバシーポリシーの明文化及びマニュアルの整備を望む。個人情報保護規程が整備され、職員が理解し署名しているとの認識であるが、プライバシー(心の問題)と個人情報保護(もの)との違いの再認識を期待する。 ・大舎における生活区域の男女別設定や男子居室の個室化が実現しているが、女子居室の一部に二人部屋が残っており、調査機関のアンケート回答にもプライバシーがないとの不満が見られる。 ・児童福祉サービスガイドラインを制定しているが、「第3 より良い生活を送るために、利用者が守るルール」(2頁)については、子ども用「入所のしおり」の一部として配付または施設内に掲示することを望む。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】 ・子どもや保護者に対応するため、ホームページや入所のしおりとしてのリーフレット(子ども用・保護者用)を、見学時には施設や活動状況の写真等の資料を準備し丁寧な説明を心掛けている。広報誌「棕櫚の樹」(しゅろのき)は、B4裏表の簡潔な誌面ながら施設を理解する有用なツールとなっている。 ・ホームページにはブログの掲載や写真等を多用し、リーフレットの漢字にはルビ(ふりがな)を振り幼児にも分かりやすくする工夫が見られるが、「入所のしおり」には、「児童福祉サービスガイドライン」の一部記載を追加するなど、内容を見直すことを望む。 ・見学にも対応し、子どもや保護者等が施設での養育・支援について主体的に判断・選択できるよう配慮している。	
② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】 ・措置入所に当たっては、子どもや保護者等が現状を可能な限り認識し施設が行う養育・支援内容について自己決定出来るよう説明や対応に工夫を行い、一時保護所の子どもの事前面会に行くなど丁寧な対応を心掛けている。 ・養育・支援の開始や過程においては、子ども家庭センター(児童相談所)と連携のうえ子どもや保護者等の同意を得たうえで、その内容を書面で残している。 ・意思決定が困難な子どもや保護者等には、それぞれが理解できる言葉や絵を示すなど配慮し対応している。配慮については、ルール化することで適正な説明と運用を図ることを望む。	

<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の内容変更にあたり、従前の内容との著しい変更や不利益が生じないよう配慮している。 ・施設の退所に当たっては、子ども家庭センターと連携することで養育・支援の継続性を保障している。 ・家庭への復帰時には、子ども家庭センターとの連携を充分に行い子どもの最善を第一としているが、実際最善かどうか悩むケースもある。施設の退所(卒園)後、必要に応じ施設が支援する体制を取っており施設の担当者 (FSW 家庭支援専門相談員) が説明を行い、その内容を文書にして手渡している。 	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>c</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食事に対する満足度(嗜好)調査は年2回実施しているが、調査にふさわしい質問内容とすることや調査結果を適切に分析し分かりやすい内容で子どもにフィードバックすることで、食事の満足度を高める工夫を望む。 ・子どもの満足度調査は、食事に限らず施設での生活全般に関わる事項につき定期的にアンケートや個別・グループ面接等の手法で行い、分析した結果を子どもも参加し検討する場(会議または委員会等)の設置を期待する。 	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みが整備され、職員室前に苦情解決責任者・第三者委員(法人の監事・女子大教授・卒園生の保育園長)の掲示があるが、仕組みを分かりやすいフローチャート(以前作成済)で掲示することを望む。 ・第三者委員による子どもたちへのヒアリングや、子ども用・来客者用のそれぞれの玄関の意見箱設置など広く意見を吸い上げる施設の姿勢が窺われる。 ・児童福祉サービスガイドラインに子どもが守るルールとして「プライバシーについて・(職員が)あなたと話し合います・専門の相談窓口で相談することができます」などを分かりやすく丁寧に記載しており、専門の窓口として担当のケースワーカー、第三者委員やいじめなどの関係機関の連絡先や電話番号等が大きく明記されている。この文書を子どもたちに配付もしくは施設内に掲示することを望む。 ・苦情等があれば、施設長が職員間で共有し改善に努めるとともに、申し出人に対するフィードバックを適切に行い(匿名の場合は掲示)、プライバシーに配慮したうえで内容を施設内で公開している。 	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所のしおりに相当するルビを振った幼児用のリーフレットには「レバノンホームには、ごはんを作ってくれるせんせいや生活のしかたを教えてくださいせんせいがいます。わからないことやこまったことがあればせんせいにきいてね。」の記載はあるが、子どもが相談等の場合複数の方法や相手を自由を選べることを記載した文書の配付や掲示を望む。具体的には児童福祉サービスガイドラインの「幼児が守るルール」(2頁分)を子どもへ配付ないしは施設内に掲示することで実現可能と思われる。 ・文書の配付等に拘わらず、実際子どもたちは、園長先生・生活主任・慣れている先生や心理士さんに話している。子どもは職員に愛称で呼びかけ、ホームページにも職員が愛称で紹介されているなど子どもと職員の関係の良さや良好なコミュニケーションがあることが窺える。 ・相談や意見を述べやすいスペースの確保は、職員室・相談室等がありプライバシーを守る配慮が出来ている。 	

	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
--	--------------------------------------	---

【コメント】

・職員は日常の活動において子どもが誰にでも相談しやすく意見を述べやすいよう接しており、意見箱（なんでもポスト）の設置も含め子どもの意見の傾聴と適切な相談に努めている。
 ・現在は、施設長等が一元的に相談や意見に対応しているが、意見の記録方法や報告の手順、対応策の検討など組織としての統一した手順書またはマニュアルの整備と定期的な見直しを期待する。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

・事故防止対応マニュアルを整備するとともに、事故発生時の対応についてフローチャートを作成し職員間で共有している。
 ・ヒヤリハットは、職員会議で全職員に報告・共有しており、事故防止の取り組みを進めている。
 ・過去の事例の解決策として、施設内外のセンサーの設置、風呂場やトイレなど死角を見直し検討した結果、明り取り・視認できるおしゃれな小窓を設置し迅速な対応が出来ている。
 ・ヒヤリハット事例の蓄積や事故防止策などを検討し、安全確保の状況確認のため定期的な評価体制の構築を望む。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

・感染症予防のマニュアルを備え、管理栄養士である調理主任のもと新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、嘔吐の処理や血液の扱いなど、日ごろから感染症防止の取り組みをしている。
 ・コロナ感染症をきっかけに全職員が事業所内での安全対策に意識を持ち、事業所の各箇所には家庭用ウォーターサーバーが備えられ、手指消毒用のスプレーが準備されている。
 ・感染症予防体制は、整えられ責任者は決められているが、さらに職場での現場対応方法の習得と共に、定期的に感染症の予防に対するマニュアル等の見直しや勉強会を開き、職員の意識を高める仕組みづくりを望む。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

・防災マニュアルが有り、災害時における緊急の組織体制を示し、①緊急連絡網 ②情報収集項目担当者 ③連絡先 ④災害別対応 ⑤備蓄等について子どもと職員の命を守る取り組みがされている。
 ・近年求められている「事業継続計画」(BCP)を定める必要を感じながらも手を付けていないので、BCP策定委員会を設け、外部の知識も得ながら当事業所の計画を早急に立て計画に沿った仕組みの見直しをすることを望む。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
----------------------------	--	-------------

①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

・児童福祉サービスガイドラインを基調として養育・支援が実践されている。
 ・本ガイドラインは平成19年策定以降見直しや改正がないが、直接支援現場では法改正や子どもの実情に合わせて逐次対応がされている。
 ・令和2年に策定した「小規模かつ地域分散化・高機能化及び多機能化・機能転換」に基づく取り組みが10年計画の前半を終え、サービスガイドラインに示された職員体制や支援方針に大きなずれが出てきている。
 ・施設内委員会や会議等で社会のニーズに応え得る見直し・検証を行い、サービスガイドラインの見直しの早急の対応を望む。

<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>c</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスガイドラインを新制度・現状に合わせたものになるように見直して策定し、その後 定期的な検証と見直しの仕組みの構築を望む。 	
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画は年1回策定し、担当職員から総括主任・施設長の承認を得て実施されている。 ・策定に当たり子どもの姿を捉え、子ども家庭センターとの連絡を密にしながら、心理療法職員、保護者等の意向も踏まえている。 ・支援困難ケースへの対応については、処遇困難事例検討会議を開き、特に心理療法職員による子どもの心理面接・遊戯療法から得られる情報や生活場面での観察を通じての意見、嘱託医からの身体面の意見等を踏まえて支援方法を判断している。 	
<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援計画は職員全員がパソコン上でアクセス可能であり、担当職員は支援計画の実効性を見ているが、日々の記録時に計画通りにいかない場合には、クラス会議での話し合いや職員会議への問題提起をした上で変更されている。 ・自立支援計画は子どもの自立支援の根幹をなすものと捉え、評価見直しの仕組みの構築を早急に望む。 	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員がパソコンを用いて共用の支援データの記録を行っている。各職員は、適時に子どもの情報を把握でき、現場での養育・支援に反映できる仕組みがある。 ・初任者研修に「子どもを観察する観点や記録の客観化」を取り入れている ・情報共有は月一度の職員会議で行い、全職員が関わって意見を出している。 ・支援記録はパソコンによるITネットワーク化を取り入れ、支援内容の見直しが適宜、共用の支援データに反映する仕組みの改善を期待する。 	
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護は就業規則にも示され、個人情報保護規程に基づき、新任・初級・中堅と階層的に施設長・総括主任による研修がある。 ・記録管理の責任者を職務分担表に示し、施設内外にその保管・管理の責任の所在を明確にすることを望む。 ・個人情報保護に関する施設の方針を明確に定めた文書を作成し、保護者へ説明と配付を望む。 	

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

<p>(1) 子どもの権利擁護</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護については、法人の児童福祉サービスガイドラインに基本姿勢が示され、職員の行動規範や養育・支援の各マニュアルに反映されている。 ・CAPプログラムを採用し、子どもと職員が共に研修を行い、新任研修に人権擁護をプログラムに取り入れている。 ・法人はキリストの愛を原理とした理念を持ち支援に当たっているが、月一回の礼拝や入信等を強制する事は無く、宗教の自由を尊重している。 ・子どもの権利擁護について虐待の禁止は勿論のこと、すべての場面において「差別禁止」「最善の利益」「生命・生存・発達の権利」「意見を聞かれる権利」等の取り組みを対象とした検討会を設けることを望む。 	
<p>(2) 権利について理解を促す取組</p>	
<p>① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、直接支援現場での日常生活の気になる場面を捉え、子どもと共に振り返りながら話し合い、気づきの機会を持つよう取り組んでいる。 ・子どもひとり一人は、入所前に子ども家庭センターから権利ノートについての説明を受け、各々が所持しているが、その後施設内において年齢・成長に応じた子どもへの学習機会の確保が行われていないので、日常の中での学びと共に学習の機会を設けることを望む。 ・職員は、入職前研修(1週間)・施設内の階層別研修や外部の権利ノート研修等において、子どもの権利擁護に関わる研修を受講している。 	
<p>(3) 生き立ちを振り返る取組</p>	
<p>① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生き立ちの振り返りは、各々の成長に応じて、子ども家庭センターと相談の上、連絡を密にし、主任・心理療法職員を中心に職員全員で共有し細心の注意と配慮をもって対応している。 ・乳児院への里帰りなど、一人ひとりの子どもに生活歴に寄り添い、自分探しとこれからの生活を話し合うなど、心身の安定への配慮をしている。 ・子ども達が施設での生活を振り返った時に「アットホームであった。自由に出来、安心できる場所であった」と思える場所を提供しようと努めている。 	
<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>	
<p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な関わりについての研修として、子ども用・職員用のCAP（子どもへの暴力防止プログラム）を受講している。また、新任職員教育にも取り入れている。 ・就業規則には、入所児童が安らかに育成されるよう努めると共に、違反行為に対する懲戒の規定を設けている。 ・職員・子ども共に命の授業（性教育）を実施している。日ごろから子どもへの不適切な対応の防止のため、職員用自己チェックリストなどを活用している。 ・子ども同士の不適切な関わりを見つけた時、子どもの今後の生活環境を再検討し、死角になる場所へ窓を増やし動線を考慮し階段を設けるなど、具体的な対策を迅速に打ち出している。 	

(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの入所前に一時保護所へ担当職員や状況に応じて心理療法職員が出向き、事前に当施設の対応を説明し、一次保護所の担当者の施設見学も行っている。 ・入所時には子どもの今までの生活との連続性を配慮し、安心した施設生活が送れるように本人の歯ブラシやタオルの場所を決めたり、同グループになる子どもたちと話し合ったり、ウエルカムメニューの食事を出して迎えている。 ・措置変更児童には、措置前の施設担当職員とのつながりを継続するとともに、保護者には毎月職員のメッセージを入れたお便りや行事の案内を送付し、施設と保護者・親と子の積極的な関係づくりに取り組んでいる。 		
②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・行政の自立支援施策の活用や進路決定諸条件の説明、就職先関係会社との話し合いなど、施設外での生活に向け支援を行っている。 ・退所した子どもが、住居面、金銭面で社会的自立ができるように施設長・総括主任が窓口となり積極的な援助・支援を行なっている。 ・5月のこどもの日を「里帰り日」として設定するとともに、職員や子ども達との交流の機会を設けている。今年度、東京で働く卒園生から結婚式への招待があり、施設長と総括主任が出席している。 ・退所後社会に馴染めなかった子どもを受け入れたり、現在、社会人として生活をしている子どもが、自立できるまで施設を下宿として利用することも認めている。 		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長が目標としている「困難な経験をしているが、生活の中で心が休まり、子どもらしさを取り戻すことのできる施設」を職員全員が共有し努力している。 ・大舎制を無くし中規模のグループ分けになっているため、子どもの意見や要望・悩みは日ごろから把握しやすい状況にあり、職員から子どもへの気配りや配慮は出来ている。 ・職員の質向上を目指し、多岐に亘る研修計画を立てている。 ・子どもから積極的に意見の出る体制づくりを目指し、子どもの満足度調査をしている。調査に関する意見を把握し対策を考えている。 		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・10年間の長期事業計画の前半を過ぎ、目指した小規模支援体制に移行しつつある。小規模はもとより、中規模グループでも決められた少人数の子どもに複数の担当職員を配置し、子どもと密接な生活を送っているため、子どもの要求を把握しやすい環境となっている。 ・グループケアの中においても、職員と子どもが一对一で出かける機会を設けるなど、個別対応を大切にする取り組みが行なわれている。 ・幼児と女子のグループには宿直の職員を配置して安心感に配慮した措置を採っている。 		

③

A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

b

【コメント】

- ・職員は、子どもの発達に応じて日ごろから子どもたちに寄り添い見守り、失敗してもまず自分で考え行動ができるような支援を心掛けている。
- ・多様化する社会で子どもたちが自己を守り、特に携帯電話（スマホ）のSNSなどの情報に適切な対応ができるように「スマホ16の約束」を配布し、スマホの適切な使用を指導している。
- ・館内にはWi-Fi設備を設置し、高校生にはスマホ通信料に補助金を出し、SNSアプリの使用を許可している。
- ・退所17年後に施設を訪れた子どもが、施設での生活を「自分の人生が変わった、自分が変わったところだ」と話し、聞いた職員側もやりがいと仕事への肯定感が持てたということが過去にあり、子どもに対して真剣に向き合ってきた成果であると評価できる。
- ・子どもの要求を職員の配慮で応えるのではなく、子どもが主体的に生活を考え、その実現に向けて支援をすることが求められる。今後は更に子ども自身の言葉で生活の問題を考える場として子ども会議、子ども自治会などの仕組み作りを期待する。

④

A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

- ・子どもの発達や年齢・学齢に応じた教材・おもちゃ・テレビやゲーム類は備えられている。
- ・子ども達と余暇の過ごし方など話し合いの場を持っている。子どもは一定のルールのもとゲームやインターネットを楽しんでいるが、日常的に利用時間が多い。職員が、インターネット以外にも読書やお絵描きなどの楽しみを伝え、ドッジボールやサッカーなどの運動、自然の中での体験活動等に興味を持たせる働きかけを行うことを望む。
- ・3歳児から三年保育の幼稚園に通っている。
- ・子どもたちの学びや遊びのボランティアの活用は、新型コロナ感染症流行以降、自粛傾向が続いており、再開を検討中である。

⑤

A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

- ・日常生活では風呂の掃除、洗濯など発達に応じた課題を示し、自立に向けた支援をしている。
- ・健康・病気・清潔への対処の仕方については職員と子どもが日々の話し合いを通して一人ひとりの生活の中で習得されている。
- ・地域の夏祭りでは前日準備や後日の片付けに協力し、地域とのつながりを保つようにしている。
- ・高校生以上には、スマホを持つことを前提にSNS情報によるトラブルなどに巻き込まれないように使用ルール「スマホ16の約束」を配布し、使用方法について話し合っている。

(2) 食生活

①

A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

b

【コメント】

- ・施設給食勤務の長い管理栄養士の調理主任が、「ひとり鍋」など献立に工夫をこらし、黙食が余儀なくされている食事環境でも美味しい食事ができる取り組みをしている。
- ・誕生日には子どもとケーキ作りをしたり、調理実習やおやつ作りもしている。
- ・給食会議が月2回行われ、子どもの嗜好も話し合われ食事が美味しいとの意見や魚が嫌い・まずいなどの意見も出ている。子ども達に食の大切さ、体と食の関係などの学習の機会を設けることを期待する。
- ・新型コロナ感染症は、いまだ完全に終息するまでに至らず、インフルエンザなどの流行しており、感染症予防に配慮しながら食事を通じて楽しくコミュニケーションができることを期待する。

<p>(3) 衣生活</p>	<p>① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類の購入は、職員と子どもと一緒に店に出向き、子ども自身が着たい服を職員と話し合いながら選択している。高校生は、職員と共にインターネットで検索購入することもある。また、自分で買い物に出かけTPOに合った清潔な服を着用している。施設の保管品も用意しているが、着用している子どもは見かけない。 ・購入した衣類は子どもたちの自己管理に任せており、引き出しに整理整頓して収納されている。服を丸めて突っ込んである子どもには、職員と一緒に整理整頓するなど発達状態に応じた対応をしている。 		
<p>(4) 住生活</p>	<p>① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性問題の防止については過去の問題発生の反省から死角をなくし、安心安全を優先することを考え、小窓の設置や階段の増改築を積極的に行っている。 ・男子は個室であるが、女子は2人部屋が一部に残っているものの個人の空間は確保されている。個人の日用品や趣味の物などは子どもたち一人ひとりが部屋で管理している。 ・小規模グループケア棟はまとめて整理されているが、本館の各居室・浴室・トイレや食事場所等の整理整頓が徹底されていない。子どもが毎日心地よく生活できるように、また心身に安らぎをもたらす空間となる工夫を期待する。 		
<p>(5) 健康と安全</p>	<p>① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人ファイルを用意している。アセスメントシート、健康記録など全てをまとめ、一人ひとりの心身の変化には細心の注意を払っている。 ・年2回嘱託医の健康診断があり、必要に応じた相談をしている。学校での歯科検診・健康診断結果を把握している。 ・特別配慮を要する子どもについては、職員間で情報を共有するとともに小児科や心療内科への通院をしている。 ・発達途中の子ども達であり、また日常の怪我も想定できるので、外部から保健師や看護師等を迎え「応急手当」や「子どもの病気・症状と対応の仕方」などの研修の実施を望む。 		
<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性問題を重視し、職員と子どもに対してCAP（子どもへの暴力防止プログラム）授業や外部講師による「いのちの授業」を実施して、性問題の意識を高めている。 ・性行動のルールやプライベートゾーンの説明を子どもの目につく場所に貼っている。 ・子どもの部屋は、本人がいない時には子ども自らが鍵を掛け、職員室に預けている。夜は館内に感知センサーを付けて、各部屋の安全確認を行っている。 		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

- ・ 不適切な関わりについての研修として、子ども用・職員用のCAP（子どもへの暴力防止プログラム）を受講している。
- ・ 発達障がいの一つであるADHD（注意欠如、多動症）症状に関する研修を受け、対処方法を話し合うと共に、周りの子どもたちへの影響を配慮し心理療法職員と職員二人体制で問題に当たっている。継続した支援のための話し合いを行い、職員会議で共有している。
- ・ 問題が発生した時は、保護者に報告し子ども家庭センターや関係機関との連絡を取り話し合いをしている。

② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・ 小規模施設・グループケア共に担当職員を複数で固定しており、子どもの何気ないしぐさや言葉・声のトーンを見逃すことなく注意を払っている。
- ・ 問題が起きた時には、施設長以下職員全員で解決を図り、継続的な見守りを行い、再発防止に努めている。
- ・ 同じフロアにある男女居室エリアそれぞれにセンサーを設置し、子どもの安心安全に細心の注意を払い取り組んでいる。
- ・ 暴力・性加害に関しては、必ず子ども家庭センターと連絡を取り連携して対処している。

(8) 心理的ケア

① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

- ・ 心理職を配置し、セラピーは子どもの課題や年齢に合わせプレイセラピー・言語面接や性暴力防止プログラム等を実施する専用ルームを設けている。
- ・ 全体職員会議で心理療法職員から子ども一人ひとりの状況が報告され、日常生活での様子も職員と共に確認している。心理療法職員は、自立支援計画作成にも参加している。
- ・ 経験1~2年の職員に対し子どもの現況や支援の留意点等について、心理職が定例会議のほか随時助言や相談を行うことで適切に対応している。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

- ・ 居室には、子ども一人ひとりに学習機を用意し、教材とともに学習環境を整えている。年齢の低い子ども達は、各グループの食堂や居間などに集まって職員に見守られながら宿題等をしている。
- ・ 現在、大学生や短期大学・専門学校生もいる。中学生以上の希望者には、全員塾に通わせている。
- ・ 特別支援学級に通う4名、特別支援学校に通う2名に対しては、成長に応じた通学支援を行っている。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

・自立支援就職の1名は、グループホームが生活の場とするように支援した。短期大学・専門学校進学生各1名、大学進学生1名は、そのまま措置延長で施設から通学をしている。
・奨学金を借りて大学を卒業し社会に出たものの、生活費と奨学金のローンが重荷になっている子どもに対しては、自立支援事業の活用や返済義務の少ない補助金への借り換えができるよう共に検討し、支援を行っている。
・就職後、諸事情が重なり退職した子どもが、一時的に施設に戻り再就職の実現まで支援を行っている。
・措置制度枠内の進路保障にとどまらず、措置解除後の生活の場の提供にも積極的に取り組み、また家族や親族に恵まれない子どもたちの自立を支援する積極的な取り組みを行っている。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

【コメント】

・職場実習に行くことは受け入れ事業所が近くにあれば可能だが、施設が郊外にあり子ども達は自らアルバイト先を探して働いて社会経験を積んでいる。
・契約時に身元保証の要件がある時、アルバイト先の責任者と話し合う方が良いと思われる時、子どもにふさわしい職場かを見極めるときは職員が出かけている。
・子ども達は、社会経験としてアルバイトをしているということを感じており、施設は「社会に出ても困らない社会人スキル獲得の機会」と考えている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

【コメント】

・担当職員は、家族等に情報機関誌や毎月のお便りの通信を送り、毎月のお便りには一人ひとりのコメント欄を設けて子どもの施設や園・学校での様子を記入するほか、学校の参観日などは電話やメールを使用し保護者へ直接伝えている。また、家族等との外出や外泊後の生活状態を把握している。
・家族関係構築に向けて外出・外泊を薦め、子ども家庭センターとの連携を最優先として連絡を密に取っている。
・家庭児童専門相談員は、業務内容が多岐に亘る総括主任の兼任となっているが、専門相談員が中心となり施設全体で家族関係の調整や相談に取り組むことを望む。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

・家庭支援の重要性は認識されており、児童相談所からの連絡があった時には連携して取り組んでいる。
・家族と離れて施設での生活を余儀なくされ、施設生活が長期間になっている児童も常に家族の一員として迎えらるよう、担当職員・心理職員ともに機会をとらえて積極的な働きかけを行なっている。
・こども家庭センターの役割として主に保護者との連絡を取っているため、その後の支援を施設の役割として受け入れている。家庭支援専門相談員の役割の見直し、家族関係の構築に向けて継続的な取り組みを進めるための専任体制作りを期待する。